地域密着型介護老人福祉施設じょうない利用契約書

利用者　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「甲」という。）と事業者　社会福祉法人尽誠会（以下、「乙」という。）は、乙が甲に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとする。

第２条（目的物の表示）

1　居室（建具、その他造作付）については、甲は乙の指示するところに従い、甲の利用するものとする。

2　敷地並びに食堂、相談室、浴室、その他の共用部分については、甲は乙の指示するところに従い、他の利用者とこれを共用するものとする。

3　乙が居室の変更が必要であると認めた時には、甲は、乙の指示に従わなければならない。

第３条（入居の条件）

1　利用者は医師の健康診断書及び認知症診断書がなければならない。

2　利用者は利用者として本契約をした者に限り親族といえども他の者は同居することはできない。
（一時的な宿泊はできるものとします。）

第４条（契約期間）

1　この契約の契約期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとする。

2　契約満了日の一週間前の前日までに、甲から乙に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、甲が要介護認定の更新で要介護者（要介護３～要介護５）と認定された場合、契約は更新されるものとする。

第５条（施設サービス計画）

1　乙は、次の各号に定める事項を当該事業所の介護支援専門員が行うものとする。

2　甲について解決すべき課題を把握し、甲の意向をふまえた上で介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。

3　必要に応じて施設サービス計画を変更することができる。

4　施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を甲に説明する。

第６条（介護老人福祉施設サービスの内容）

1　乙は、施設サービス計画に沿って、甲に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態等に応じて、適切なサービスを提供することができる。

2　甲が、利用できるサービスの種類は別紙「重要事項説明書」のとおりとする。乙は、別紙「重要事項説明書」に定めた内容について、甲及びその家族に説明する。

3　乙は、サービス提供にあたり、甲または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

第７条（要介護認定の申請に係る援助）

1　乙は、甲が要介護認定の更新を円滑に行うように援助する。

2　乙は、甲が希望する場合は、要介護認定更新申請等の介護保険にかかわる申請を甲に代わって行うことができる。

第８条（サービス提供の記録）

1　乙は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後５年間保管する。

2　甲は、９時００分から１６時００分の間に当該施設にて、当該甲に関する第１項のサービス実施記録を閲覧することができる。

3　甲は、当該甲に関する第１項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

第９条（利用料金）

1　甲は、サービスの対価として別紙「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づき計算された月ごとの合計額を支払うものとする。

2　前項のほか甲は、以下の料金を乙に支払うものとする。

①　介護老人福祉施設サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、甲に負担させることが適当と認められる費用。

3　乙は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月５日頃までに甲に通知する。

4　甲は、当月の料金の合計額を翌月８日までに支払うものとする。

5　乙は、甲から料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収証を発行する。

第１０条（居室内の補修）

1　居室について、甲が故意または重大な過失により汚損、破損したとき、次の各号に揚げるものの修理又は取替えは、甲の負担に於いて行うものとする。

（１）壁紙　（２）床材　（３）窓ガラス、及び外回り建具以外の建具

第１１条（造作、模様替え等の禁止）

1　甲は、その居室及び居室以外の設備について、造作、模様替え、工作等をしてはならない。又、居室外に物品を置いてはならない。

第１２条（利用料金の変更）

1　介護保険法令改正に伴う、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス利用料金を変更することができる。

第１３条（契約の終了）

1　甲は、乙に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

2　次の事由に該当した場合、乙は、甲に対して、３０日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

①　甲のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく３ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合。

② 利用料等の支払いをしばしば遅延することにより、その支払い能力がなくかつその遅延がこの契約における甲・乙間の信頼関係を著しく害するものであると乙が認めたとき。

③ 甲が、病院または、診療所に入院し、明らかに３ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または、入院後３ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

④ 甲又は甲の家族が、乙や施設職員又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為{介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する身体暴力（たたく等の行為）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等の行為）の他セクシャルハラスメント（性的言動や要求及び、必要もなく手や腕を触る等の行為）並びにカスタマーハラスメント（不当要求、過度なクレーム、長時間拘束等の行為）}を行い、その状態が改善されない場合。

⑤ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

3 甲が要介護認定の更新で非該当（自立）または制度上入所できない介護度との認定をされた場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

① 甲が他の介護保険施設に入所した場合。

② 甲が死亡した場合。

第１４条（退所時の援助）

1 乙は、契約が終了し甲が退所する際は、甲及びその家族の希望、甲が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行うことができる。

第１５条（原状回復の義務）

1 甲又は甲の身元引受人は、施設及びその備品について、乙の責に基づき汚損、破損、もしくは滅失したとき、又は乙に無断でその居室の現状を変更したときは、直ちに自己の費用により現状に復するか、又は乙の定める代価を支払わなければならない。

2 甲又は甲の身元引受人は、この契約が第１3条の規定により解除された場合又は第１4条の規定により、契約期間が修了した場合において居室を乙に明渡すときは、第10条に揚げるものについて、修理もしくは取替えに要する費用を乙に対し、支払わなければならない。

第１６条（通知の義務）

甲又は甲の身元引受人は、次の各号に該当するときは、その旨を直ちに乙に通知しなければならない。

1 甲又は甲の身元引受人が氏名、住所を変更したとき。

2 甲又は甲の身元引受人が死亡し、又禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき。

3 甲又は甲の身元引受人が強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は和議の申立てをしたとき。

4 甲又は甲の身元引受人に対して破産の申立て（自己申立てを含む）があったとき。

5 居室を甲が故意または重大な過失により汚損、破損したとき。

第１７条（財産の処理）

1 乙は、甲が前条第１３条の該当した場合、その所有物を一般管理者の注意事項をもって保管し、甲の身元引受人に連絡して一切の処置をさせるものとする。

2 甲の身元引受人は、前項の連絡を受けた場合、契約終了日までに所有物を引取り、居室を乙に明渡さなけれ

ばならない。明渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、甲又甲の身元引受人がその所有権を放棄したものとみなし、乙が自由に処分でき、身元引受人に処分金を請求する。

第１８条（秘密保持）

1　乙及び乙の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第３者に漏洩しないものとする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

2　乙は、甲から予め文書で同意を得ない限り、居宅支援等に対し甲の個人情報を提供しない。

第１９条（賠償責任）

1　乙は、サービスの提供にともなって、乙の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害賠償するものとする。ただし、甲に故意または重大な過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じまたは行わないことができる。

第２０条（損害賠償がなされない場合）

1　乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、以下の各号の該当する場合には、損害賠償責任を負わないことができる。

①　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことを専ら起因して損害が発生した場合。

②　甲が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことを専ら起因して損害が発生した場合。

③　甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

④　甲が、乙及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第２１条（事業者の責任によらない事由によるサービス実施不能）

1　乙は、本契約の有効期間中、地震、津波、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとする。

第２２条（連絡義務）

1　乙は、甲の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行うことができる。

第２３条（相談・苦情対応）

1　乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応することとする。

第２４条（身元引受人）

1　甲は身元引受人二名を定めなければならない。（二名の確保が困難な場合はこの限りではない。）

2　前項の身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について甲と連帯して履行の責を負うとともに、必要なときは、甲の身柄を引取る責任を負うものとする。

第２５条（身元引受人の変更）

1　乙は、甲の身元引受人が第１項各号に該当するとき、その他乙の要求する資格を失ったと認めたとき、甲に対して新たに身元引受人をたてることを請求することができる。

2　乙は、規定する請求を受けたときは、速やかに乙が妥当と認める身元引受人を立てなければならない。

第２６条（本契約に定めのない事項）

1　甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲乙誠意をもって協議の上定める。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書２通を作成し、署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（利用者：甲）

住　所

氏　名　　印

（① 甲の代理人及び身元引受人）

住　所

氏　名　　印

甲との関係

（② 甲の代理人及び身元引受人）

住　所

氏　名　　印

甲との関係

（事業者：乙）

住　所　　岩手県九戸郡洋野町種市第56地割80

氏　名　　社会福祉法人　尽誠会　理事長　鈴木　修　　印